平成２５年（フ）第１１３号
滋賀県栗東市手原４丁目６番40―101号　サンライフＳ
破産者　八谷正秋こと　鄭　　然雪
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
大津市高砂町２番20号　ウェルドミール高砂Ｂ棟202号、前住所大津市松山町３番３―310号
破産者　オーエム社こと　村上　　修
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４８号
滋賀県湖南市石部南７丁目１番９―112号
破産者　堀内　真一
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６６号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目５番６号　第８カシノハイツ204号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目11番７号
破産者　深江　　豪
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９２号
兵庫県尼崎市立花町１丁目22番28号
破産者　横川　洋海
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０号
兵庫県たつの市誉田町福田139番地１　シャーメゾン福田Ｃ102、前住所兵庫県姫路市網干区津市場５番地４　ロフティ津市場204
破産者　大柿　晃一
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２６９号
広島市中区東平塚町１番９―706号
破産者　Ｓｕｎ　Ｒｉｓｅこと　上高　慎二
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７号
愛知県岡崎市赤渋町字本屋敷28番地１
破産者　藤本　久子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
長崎県長崎市西山３丁目22番17号
破産者　田中　　寛
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
熊本県下益城郡美里町岩下105番地
破産者　渡辺　秀治
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６６号
宮崎市田代町179番地３　エラン宮崎Ⅱ番館508号
破産者　原之園勝美
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市南林寺町25番８号
破産者　株式会社ティーアンドティーコンサルタント
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４６１号
札幌市中央区北２条東８丁目86番地13
破産者　株式会社田中一二商店
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９６号
北海道旭川市永山町６丁目９番地の５
破産者　田島工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８２号
岐阜県関市寿町２丁目３番18号
破産者　有限会社宮坂鉄工所
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７６号
岐阜県大垣市十六町1242番地の４
破産者　株式会社臼井家具工芸
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第７３４号
静岡市清水区蒲原中408番地
破産者　有限会社クラッキ
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６号
鹿児島県鹿児島市西千石町16番22号
破産者　さっしん瀬戸株式会社
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
北海道旭川市一条通11丁目右４号
破産者　丸大伊藤株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部